

感染症対応 経営維持臨時給付金

小坂町は町内事業所等における雇用の安定と事業継続を目的に臨時給付金を支給します。

【補助対象者】

- ▶小坂町新型コロナウイルス感染症対応事業継続支援給付金の給付対象とならない業種で、主に運輸業、繊維工業、縫製業、建設業、小売業、サービス業、採石業、製造業、保険業(代理店業を含む)、理美容業など
- ▶中小企業基本法第2条に規定する中小企業及び個人事業主等
- ▶法人は町内に営業店舗がある事業主、個人は町内に住所を有し開業届を提出している方
- ▶令和2年2月から5月の売上げを昨年と同月と比較して20%以上50%未満の売上げが減少した事業主

【給付金の額】

1事業所あたり200千円

(2事業所以上を有する場合は400千円が上限)

※予算の範囲内とします。

【申請】

- ▶窓口申請(8時30分～17時15分 土日、祝日除く)
小坂町役場2階 観光産業課観光商工班
- ▶郵送申請(12月15日消印有効)
〒017-0292 小坂町小坂字上谷地41番地1
小坂町役場観光産業課観光商工班
小坂町新型コロナウイルス感染症対応
経営維持臨時給付金 宛て

【提出書類】

- ▶様式第1号、第2号、第3号
- ▶売上高の減少が確認できるもの、開業届、確定申告書の写し、住民票(個人、フリーランスのみ)

【様式の請求先について】

- ①Eメール:kankou-syokou@town.kosaka.akita.jp
- ②観光産業課観光商工班窓口、七滝支所、川上公民館、十和田出張所
- ③小坂町役場ホームページからダウンロード

【申請期限】

令和2年12月15日(水)

☎ 観光産業課観光商工班 (TEL29-3908)

新型コロナウイルス感染症対応 資金利子助成金

秋田県経営安定資金の危機関連枠(新型コロナウイルス感染症対応)または新型コロナウイルス感染症対策枠(セーフティネット4号の利用が必要)により融資を受けた場合、利子相当分(年1.15%)を3年間助成(限度額:1社あたり150万円)します。

☎ 観光産業課観光商工班 (TEL29-3908)

新型コロナウイルス 小坂町の支援等



事業主の皆さんへ

にぎわい創出提案型 企画支援事業補助金

小坂町は地域経済の回復と町民の元気回復につながるにぎわい創出を目的にした自主的な提案・企画された事業実施に補助金を交付します。

【補助対象者】

町内の各種事業所、各種団体等の代表者

【補助対象経費】

- ▶報償費 ▶需用費(食糧費を除く) ▶役務費
- ▶使用料・賃借料 など

【補助金の額】

1件当たり300千円以内 ※予算の範囲内とします。

【申請】

- ▶窓口申請(8時30分～17時15分 土日、祝日除く)
小坂町役場2階 観光産業課観光商工班

【提出書類】

- ▶様式第1号、第2号
- ▶事業等の経費がわかる資料(任意様式) ほか

【様式の請求先について】

- ①Eメール:kankou-syokou@town.kosaka.akita.jp
- ②観光産業課観光商工班窓口、七滝支所、川上公民館、十和田出張所
- ③小坂町役場ホームページからダウンロード

☎ 観光産業課観光商工班 (TEL29-3908)

地域飲食店連携型 ワインツーリズム推進事業

地元産ワインの消費拡大と地元協力飲食店経済の回復を図るため、協力店と連携したワインツーリズムイベントを実施します。

☎ 観光産業課農林班 (TEL29-3912)

その他にもこのような支援策があります!

- ◎十和田湖観光事業者等固定資産税減免
☎ 町民課税務班 (TEL29-3904)
- ◎十和田湖観光事業者等水道料金・下水道使用料の減免
☎ 建設課水道班 (TEL29-3911)